

医療機関等物価高騰対策支援事業実施要領

(趣旨)

第1 本要領は、物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている医療機関等の電気代、ガス代及びガソリン代の物価高騰分の一部を支援するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき、予算の範囲内において支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、「医療機関等物価高騰対策支援事業」とは、電気代、ガス代及びガソリン代の物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている医療機関等に対する負担軽減のための支援を目的として、三重県が定めた令和8年3月24日施行後の「医療機関等における物価高騰対策支援金交付要領（以下「県交付要領」という。）」に準じ、電気代、ガス代並びに消費税及び地方消費税を除くガソリン代を対象に、津市内に所在する病院（保険医療機関に限る。ただし公立病院は除く。）、診療所（保険医療機関である医科・歯科に限る。ただし公立診療所は除く。）、助産所、施術所（療養費の受領委任取扱いの登録（承諾）を受けている施設に限る。）、薬局（保険薬局に限る。）及び歯科技工所（以下「対象医療機関等」という。）に対して支援金を交付する事業をいう。この場合において、支援金の交付申請時点で廃止（病院、診療所は保険医療機関の廃止、施術所は療養費の受領委任取扱いの登録（承諾）の廃止、薬局は保険薬局の廃止をいう。）又は休止している施設は、支援の対象外とする。ただし、事業譲渡等による廃止であって、譲渡先において引き続き診療等を継続している等、市長がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(交付の対象及び交付額)

第3 交付の対象は、対象医療機関等における令和7年4月1日から同年12月31日までの電気代、ガス代並びに消費税及び地方消費税を除くガソリン代とし、その交付額については以下のとおりとする。

なお、交付額は県交付要領で定めた交付額の2分の1の額とする。

- (1) 病院及び有床診療所（医科・歯科）（※1）
電気・ガス代相当分 24,825円×許可病床数（※2）（※3）
ガソリン代相当分 7,375円（※4）（※5）
- (2) 無床診療所（医科・歯科）、薬局（※1）（※6）
電気・ガス代相当分 88,850円
ガソリン代相当分 7,375円（※4）（※5）
- (3) 助産所（※7）
電気・ガス代相当分 55,650円
- (4) 施術所（※8）
電気・ガス代相当分 27,825円
- (5) 歯科技工所（※9）
電気・ガス代相当分 27,825円

- ※1 病院及び有床診療所（医科・歯科）並びに無床診療所（医科・歯科）については、令和7年4月1日時点で、保険医療機関の指定を受けている施設を対象とする。
- ※2 許可病床数については、医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって、支援金の申請時点での病床数とする。
- ※3 有床診療所において、保有する許可病床が4床以下の場合の電気・ガス代相当分は99,300円とする。
- ※4 ガソリン代相当分については、令和7年4月1日時点で、東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」、「歯援診」又は「在薬総」のいずれかの届出が受理されている施設を対象とする。
- ※5 事業所において車両のガソリン代等を負担している場合に限る。
- ※6 薬局については、令和7年4月1日時点で、保険薬局の指定を受けている施設を対象とする。
- ※7 助産所については、令和7年4月1日時点で、助産所開設届が受理されている施設を対象とする。
- ※8 施術所については、令和7年4月1日時点で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項若しくは第9条の3又は柔道整復師法第19条第1項により届出のあるもので、令和7年4月1日時点において、療養費の受領委任取扱いの登録（承諾）を受けている施術所を対象とする。また、同一施設であん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法の両方の届出を行っている場合は、いずれか一方のみを対象とする。
- ※9 歯科技工所については、令和7年4月1日時点で、歯科技工所開設届が受理されている施設を対象とする。

（交付申請）

第4 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請期間内に、以下の申請書類を郵送又は窓口（津市教育委員会庁舎2階 地域医療推進室）へ提出する方法により申請するものとする。

(1) 申請書類

ア 交付申請書（第1号様式）

イ 請求書（第2号様式）

(2) 申請期間

令和8年7月6日（月）から同年9月30日（水）までとし、郵送の場合は申請期限の当日消印有効とする。

2 前項による申請は、規則第10条に定める状況報告及び規則第12条に定める実績の報告を兼ねるものとする。

（交付決定及び交付額の確定）

第5 市長は、第4による申請があったときは、当該申請を審査し、適当と認めたときは、規則第15条第1項各号に掲げる事項を条件に交付決定を行うとともに、交付すべき交付額を確定し、その内容を、交付決定及び確定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(交付決定及び交付額の確定の取消し)

第6 市長は、支援金の交付決定及び交付額の確定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたとき又は事業者が交付の条件その他法令等に基づく命令等に違反したときは、支援金の交付決定及び交付額の確定の全部を取消することができる。

(交付申請の取下げ)

第7 申請者は、規則第7条に基づき、支援金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定及び交付額の確定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付方法)

第8 市長は、第5で交付額を確定した後に支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第9 市長は、支援金の交付決定及び交付額の確定を取消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その全部の返還を命じるものとする。

(委任)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

第1号様式（第4関係）

医療機関等物価高騰対策支援事業に係る交付申請書

令和 年 月 日

津市長 あて

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		
	名 称		
	所在地	(郵便番号 -)	
	代表者の職・氏名	職 名	氏 名

施設の名称・所在地等	フリガナ												
	医療機関・薬局等の名称												
	医療機関・薬局等の所在地												
	(郵便番号 -)												
	医療機関番号	2	4										※助産所、施術所、歯科技工所は記入不要です。
	連絡先	電話番号											
		E-mail											

担当者	申請に関する連絡先	電話番号	E-mail
	申請に関する担当者	職 名	氏 名

申請内容

【病院及び有床診療所（医科・歯科）】

許可 病床数：	病床	※申請時点の許可病床数を記載してください。	
区分		該当する区分に○を してください。	申請額
1 (病院および5床以上の有床診療所) 電気・ガス代相当分			円
2 (4床以下の有床診療所) 電気・ガス代相当分			円
3 ガソリン代相当分 (※)			円
合 計			円

【無床診療所（医科・歯科）、薬局】

区分		該当する区分に○を してください。	申請額
1 電気・ガス代相当分			円
2 ガソリン代相当分 (※)			円
合 計			円

【助産所、施術所、歯科技工所】

区分		該当する区分に○を してください。	申請額
1 助産所（電気・ガス代相当分）			円
2 施術所、歯科技工所（電気・ガス代相当分）			円
合 計			円

※病院、診療所（医科・歯科）、薬局については、令和7年4月1日時点で、東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」、「歯援診」または「在薬総」のいずれかの届出が受理されている施設が対象となります。

誓約事項（下記の内容を確認し、□に✓（チェック）してください。）

- ☐ 報告内容に虚偽の事実が判明した場合は、支援金の全額を返還します。
- ☐ 令和7年4月1日から同年12月31日までの間、事業を継続した。

請 求 書

金 円

ただし、医療機関等物価高騰対策支援事業に係る支援金として、上記金額を請求します。

令和 年 月 日

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

津市長 あて

振込口座情報	
金融機関名	
金融機関コード	
支店名	
支店コード	
種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	
口座名義人（カナ）	

担当者	氏名	
	連絡先（TEL）	

第3号様式（第5関係）

医療機関等物価高騰対策支援事業に係る交付決定及び確定通知書

津市地医 号
令和 年 月 日

申請者住所(所在地)
氏名（名称及び代表者名）様

津市長 前 葉 泰 幸 印

令和 年 月 日付けで申請のありました医療機関等物価高騰対策支援事業に係る支援金を下記のとおり交付しますので、医療機関等物価高騰対策支援事業実施要領の第5の規定により通知します。

1 交付決定額及び確定額 金 円